

## 『善阿』鑑藏印記に就いて 庭師善阿彌と宋元畫軸に載する

脇本十九郎

東山時代はわが國の庭園が新たなる方向を取つて異常の發達を遂げた時代である。その新しき庭園の建築者として從來最も喧傳する者は相阿彌である。相阿彌はその畫と君臺觀左右帳記とを以て有名なる如く造庭師としても亦た有名である。銀閣寺の庭園をはじめ龍安寺の庭、大仙院の庭など今日京都で有名な庭は概ね相阿彌の手に成つたと傳へて居る。夢窓國師の古へはさて措き東山時代の築庭は相阿彌の名で覆はれて居ると言つても過言でない。しかし文献的に相阿彌の築庭を立證すべき根本資料は一として見當らぬ。現今徳川公爵家に傳ふる横軸紙本墨畫「泉水圖」は相阿彌の畫印記として知らるゝ、「真相」の朱文方印を載せ、その畫の様式もこれを誰の畫といはむよりも相阿彌の筆と稱するに相應しいものと思はれ、参照我國庭園史

然るにこゝに一人、東山時代に於ける事實上の庭師（當時最も普通に用ひられた言葉を借りば庭者）として殆ど蔭涼軒日錄の庭園に關する記事を獨占するほど偉い庭師が發見せられる。それが善阿彌である。阿彌といふ稱號は足利家に仕へた同朋衆に附せられた通稱で、能阿彌、相阿彌の阿彌も亦たこれに外ならぬ。阿彌の中には將軍家に起臥するもあり、また別に宿所を有するもあり、別に宿所を有する者は定日公方家に出仕することになつて居たらしいが、何れにせよ同朋はそれゞゝ扶持を頂戴して、各々その得意とする藝によつて職掌を司つて居たのであつた。善阿彌は専ら庭園庭樹の妙術を以て阿彌號を許され、河原から出仕した。河原とは鴨河原の略稱で、今その地點はやゝ明瞭を缺くものの、そこに住む者を河原者と呼ぶ以外に、洛東者とも稱して居るので見れば、鴨河東岸の地であつたらうと想像される。畫と器玩の鑑定を以て公方家に仕へた相阿彌も亦た鴨河を東に越えた東山のほとりに住んで居たと覺しく、蔭涼軒

相阿と書かれて居る場合があるが、善阿彌も方角としては同じ東山方面に住んで居たのである。たゞ如何にせん彼は當時一般民衆から區別視せられた賤民、河原者の種屬に屬して居たので、社會的地位は高からず、

畫家が畫師と呼ばれて尊敬せられ

たのに比し、庭者と呼び捨てにせられたのは今から考へても同情の念に堪へない。鹿苑日録によれば善阿彌の孫に又四郎といふ者があつた。（薩涼軒日録にも又四郎の名は屢々現はれる）或る日晚く又四郎は等持寺の庭の松を洗つて居たが、懷中から一冊の寫本を取り出し、末尾に一段文字の読み難い箇處があるから句讀を施してほしいと景徐周麟に請うた。見ればその書は樹石の按排法や月日の吉凶などを記した書物で、又四郎は尙もその時庭園術に關するくさばの自慢話などを話して聞かせたが、最後に歎息して、自分は生涯物の命を斷つといふことを誓つてしない、といふのは自分の心は自分が屠家に生れたといふ悲みで一パイであるからだと物語つて居る。

（因みに一言して置きたいことは足利家に於てはすべての職業が極めて分業的であつたことである。例へば位牌一つ作るにも、書は箋首座又は龜正信が入れるといふ風である。庭園もこれを築く者は別にあつても、「畫様」として庭園を寫す場合には必ず専門畫匠を煩はしたことと考へられる。さうしてこゝに注目すべきことは、その畫様は既に完成した庭園を寫す場合ながらう。薩涼軒日録を檢するに、「被<sup>レ</sup>栽<sup>シテ</sup>雲頂院塔後楓樹、於<sup>ニ</sup>東山<sup>ノ</sup>得<sup>シ</sup>之、以<sup>ニ</sup>畫様奉<sup>レ</sup>懸<sup>シ</sup>予御目<sup>ニ</sup>也、自<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>出<sup>シ</sup>楓樹之畫様并<sup>シ</sup>河原者使<sup>シ</sup>見<sup>シ</sup>ア<sup>レ</sup>之、可<sup>シ</sup>移<sup>シ</sup>栽<sup>シ</sup>之由、被<sup>レ</sup>三<sup>三</sup>仰出<sup>シ</sup>也」（寛正二年十一月廿四日の條）といふ記事があり、この場合畫家の名は見えず、或は素人が見取圖を作つたのかも知れぬが、ともかくも楓樹一つ移すに畫様を以て將軍の意図を伺ひ、さてこれを河原者即ち庭師に示して始めてその樹を動かしたといふのは興あることである。して見ると庭園の築造も石を並べ樹を栽ゑ水を引くのは庭師の職分であつても、大體の結構は或は山水圖を畫くを得意とする畫師が先づ考案して、將軍に示し、さてその畫様を庭師に渡すことも少くなかつたらうと思はれ、庭師が立案する場合も亦た畫師の手を借りて畫様を作つたかも知れぬ。斯う考へて來ると徳川公の「泉水圖」も一段と意味あるものとなつ

て来る。さうして相阿彌の畫印記を押した彼の圖のやうなものが世間にいくつか残つて居たとしたら、相阿彌作庭説も後世容易に起らうといふものである。)

善阿彌や又四郎の名が相阿彌に覆はれて明治の末までも現はれなかつたのは、その生前河原者として卑しめられたのと同様に氣の毒なことである。しかし隠るゝ者は末終に顯はる、明治も過ぎて大正の御世となつた時、聲を大きくして彼等の功績を稱へた學者がある。庭園史の新研究家外山英策君即ちその人であつて、雑誌「國華」<sup>三號乃至第</sup>百十四号に連載せられた「足利將軍の林泉愛好と河原者の擡頭に就て」と題する論文、就中「義政と河原者善阿」の一章は蔭涼軒日錄や鹿苑日錄等を引きつゝ、詳細に善阿の事蹟を闡明し、同時に相阿彌造庭説を真向から否定した。今われらが善阿彌を説くに當りても亦た外山君の論文に負ふ所が多い。たゞ豫め斷つて置かねばならぬことは、同じ善阿彌を説くのであるが、われらと外山君とは自ら主目的を異にすることである。外山君は善阿の庭師としての事蹟に終始せられたがわれらは足利時代の鑑藏印記として注目すべき「善阿」印記が彼の所用であるらしい所以を旨と考察したいのである。

勿論「善阿」印記が庭者善阿彌所用の鑑藏印記であらうといふ説はわれら獨創の説でなく、寧ろ今日では學者間の定説となつて居ると言つてもよい程である。しかしその何故に善阿彌所用の鑑藏印記たらざるを得ないかの理由を明かにしたものは見當らぬので、試みに一論を草するのである。固よりそれが準備としてはなるべく精密に善阿彌の傳記資料を検討する必要がある。傳記資料としては蔭涼軒

日錄が第一である。何故ならば蔭涼軒日錄は筆錄者が所謂蔭涼の職に在つて、將軍家と禪宗寺院、殊に京都五山との關係を事細かに記録して後日の記憶に備へたものであるから、私記とはいふものの單なる私記でなく、半ば將軍家の記録たる性質を帶びるからである。  
雍州府志にいふ、足利公方家室町殿、在今出川北室町築山町邊、足利家代々被住<sup>ニ</sup>斯所、其結構盡<sup>ニ</sup>美<sup>ニ</sup>（中略）此所與<sup>ニ</sup>相國寺<sup>ニ</sup>比竝、故鹿苑院五山左右僧錄司、自<sup>ニ</sup>院内<sup>ニ</sup>日々入<sup>ニ</sup>御所<sup>ニ</sup>執<sup>ニ</sup>達萬事、住<sup>ニ</sup>蔭涼軒<sup>ニ</sup>者<sup>ニ</sup>也、從<sup>ニ</sup>僧錄司<sup>ニ</sup>而謀<sup>ニ</sup>事<sup>ニ</sup>。」外山君もかなり克明に蔭涼軒日錄に散見する善阿關係の記事を直接引用せられた。しかし故意か偶然かそこそこ省略せられた節も少くないので、今われらは多少の註脚をも試みつゝ、善阿に關する記事のすべてを日錄の中から摘出して、彼の生活様式並に將軍家關係などを髣髴して見たいと思ふ。たゞ惜しいかな蔭涼軒日錄は現在遺存する所、（一）永享七年より文正元年に至る七年間<sup>（西堂）</sup>その筆錄者ははじめ季瓊眞蘂<sup>（二）</sup>長祿二年より嘉吉元年に至る九年間<sup>（西堂）</sup>はじめ益之集箴西堂<sup>（三）</sup>文明十六年より明應二年に至る十年間<sup>（西堂）</sup>のち龜泉集證西堂<sup>（四）</sup>。

龜泉集證<sup>（五）</sup>前後合せて廿六年間の記録に過ぎず、これを將軍の在世に照合すれば義教、義政、義尚、義植の四代に觸れながら、しかも義政に就ていふも、その初政十餘年と卅三歳から四十九歳に至る大切な十七年を逸して居るのであつて、京都五山を根柢から破壊し盡くした應仁の亂も全くこゝには記録されて居らぬのである。斯くても善阿のことは長祿二年より明應二年に亘つて廿九件の多きを發見する。以下順序を追うてこれを記さう。

(一)廿四日、蔭涼軒御成、(中略)蔭涼庭頭、可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>栽<sup>ニ</sup>葉樹<sup>ニ</sup>之由、被<sup>ニ</sup>仰出<sup>ニ</sup>也、善<sup>ニ</sup>阿<sup>ニ</sup>承<sup>ニ</sup>尊命<sup>ニ</sup>而來也。

これは長祿二年二月中の記事で、善阿彌に關する最初の記事である。（永享七年から嘉吉元年に至る七年間の記事中には善阿に關するものは全く見當らぬ）文中御成とあるは將軍義政の蔭涼出馬を意味すること勿論であつて、月々廿四日が將軍蔭涼訪問の定日であつたらしい。善阿はといへばその頃、八の日を以て當番出仕の日として居た形迹があるが、けふは特に非番を呼び出されて蔭涼庭樹栽培の命を承つたものと見える。

(二) 廿八日、當軒御庭、嘉樹栽培成也、蓋阿奉之。

即ち善阿は廿四日命を蒙つて廿八日に栽培の功を畢つた。しかし廿八の一日を以て仕事を片附けたのではなく、少くとも二日を要したことは、其間廿六日の條に、「蔭涼泉水庭、籠木被改栽也」とあるので知られる。改栽とあるからは以前からの庭樹を植ゑ替へたのである。元來蔭涼の庭は永享十一年の冬、軒の建築落成に引續き庭師虎菊なる者の作る所で、當時將軍義教は「蔭涼庭樹應護之旨」を殊更に命じて居る程の庭であつたが、それから十九年を経た今日、突如として義政が改植を命じたのである。この年義政は尙ほ廿四歳の弱輩に過ぎなかつたが、生來の庭園癖は相當に嵩じて居た。しかし父の殊更愛護を命じた庭を故なく破壊することもあるまじく、恐らく松楓椿柏躑躅等の庭樹の中に枯死するものを生じなどしたので、己むを得ず葉樹を籠木として一部の改造を命じたのであるまいか。  
日錄永享十一年十月廿三日の條にいふ、「當院主、景徳寺佐首座、恭首座、各獻嘉樹、某亦獻楓椿柏躑躅等。」枯樹枯枝は義政の最も厭ふ所で、彼が洛中洛外諸寺院の枯枝を截らせた記事は日錄中に隨處散見する。

庭師善阿彌と宋元畫軸に載する『善阿』鑑藏印記に就いて

(三) 廿二日、前就善阿彌違例、可煎興藥之由、以春阿、被仰出也。

(四) 廿三日、善阿小減之由、披露之。

(五) 廿四日、善阿彌違例小減之由、披露之。

(六) 廿五日、善阿彌小減之由、白之。

(七) 廿七日、善阿彌本復、來晦日可致出仕之由、披露之。

これらは何れも庭樹植替から約一年を隔てた寛正元年六月中の記事で、善阿病むと聞いて、義政が煎藥を與ふべき事を命じたことを記して居る。

(八) 廿八日、善阿病氣平復、今始出仕之由、披露之。

見よ善阿は公方恩命の良藥を得て、健康速かに回復した。さうして毎日を待たず、當番の廿八日早くも出仕した。ひとり投薬のことばかりでなく、善阿は同じ年八月宿所のことをさへ構つて頂いて居る。

(九) 十五日、善阿宿所之事、命于寺家之由、披露之。

記事が簡単で事情が判明しないが、或は一時寺家に宿泊することを許したとか、或は宿所の世話を寺家に命じたとか、其種の事を指して言ふのであらう。義政は七月廿四日には雲頂院卯塔後の林の枯枝を截るやう嚴命を下し、八月六日にはこれも庭樹を截ることに就て東福寺大雄院の僧を呼び出し、また十日には相國鎮守社前に紅櫻一株を寄進などして居るが、これらは寧ろ常のことで今に始まつたことでもないから、何か外の事由によるものと思はれる。或は思ふ、當時鴨河は洪水によつて屢々氾濫する。して見ると時恰かも八月秋霖に際し、橋梁流失、渡河困難なるに至つたので、一時洛東者善阿の爲め洛中の寺院に宿所を命じたといふやうな事ではあるまいか。

煎藥一件といひ今又宿所のことといひ、何かにつけて善阿が公方家から行き届いた恩顧を蒙つて居た様が偲ばれる、

(十) 八日、善阿以御庭之功被下五千疋、其喜報于愚老披露之。

これも同じ年十二月中の出来事で、五千疋頂戴は善阿に取つて如何にも喜びであつたに違ひない。その袖にも身にも餘る喜びを日録の筆者益之西堂に物語つたといふ記事であつて、その頃の五千疋といへば、日録寛正六年二月廿九日の條に、「慶阿彌、二千疋、毎年以普廣院舊可被下之御奉書之事、命飯尾左衛門大夫也」とあるに見て、優に同朋一人の給恩に匹敵して餘りがある。さても謂ふ所の御庭之功は何であらうか。日録を検するに是より先き三年、義政は室町花御所の新造を思ひ立ち、翌長祿三年二月寝殿以下立柱上棟、十一月鎮宅法を行ひ、十六日いよ／＼新第に移徙して居る。さうして善阿が恩賞を頂戴した頃は、泉殿障子繪の贊詩を五山の老宿達に命じたばかりのところで、笠雲、春林、雲章、東岳、存耕、瑞溪以下十二員の詩僧は、それ／＼に「畫様」を與へられ錦心繡腸に耽つて居る最中である。一方御庭の方面はといふに、この春三月には山名氏が石を引きたる事實あり、また同じ月聯輝軒の庭松を召し上げ、四月には北面花壇に栽うべき當歸草を尋ね、五月には勝定院の白蓮を持佛堂の壺に移しなどして居るので、定めて御庭の築造も一段落が附き、さてこそ善阿の褒美となつたのであらうと思ひきや、御庭の中でも特に眼目となるべき泉殿の泉水は、實はまだ著手に至つて居ないのであつたことが次の記事によつて知られる。

(十一) 十八日、蔭涼軒御成、(中略)自客殿遂於御所間御手水、泉水

御一覽、而御泉殿御泉水被始之由、御雜談之次、被仰出、仍雖爲大御泉水、不日成、况御泉水者、爲小樹小石、不日可成就、又善阿春來壯健之由、白レ之、聊微笑耳。

これは善阿賞與頂戴の年も過ぎ、明くれば寛正二年正月十八日の記事で、(その頃義政「御成」の定日は十八日であつたらし)この日義政は蔭涼を訪うて、客殿から御所の間に赴き、手水を遣ひ、さて庭中を一巡した。顧みれば曩にこの庭の樹木を植ゑ替へさせてから三年になる、定めて籠木も落ち付を見せて居たことであらうが、義政はやを歩を移しながらも、益之西堂に向つて、花御所泉殿の泉水もどうやらこのごろ工事に着手することになつたと話を切り出した。この話を聽いた益之西堂は、忽ち豫て泉水御用として蔭涼軒に預られた小樹小石の事を思ひ出したと見え、(長祿三年十二月一日の日録石、如舊例被置于當軒)この記事は、或は花ノ第の泉水と直接の關係が無いかも知らぬが、小樹小石を預るのは蔭涼の職務で、一時に六十六箇の石を預つた例も日録に見えて居る。何さま大御泉水ではござりますが、小樹小石のことゆゑ長い御手間は取れますまい、と相槌を打ち、なほ聯想は善阿彌の上に飛んで、幸ひ善阿めも春來は壯健でと言上したので、義政も思はず微笑したといふ記事である。若公方と眉白い西堂とが立石と籠木とから成る庭園(永享十一年十一月十五日の條にいふ、「蔭涼庭、裁木立石之事、權與改めさせたのであつたかと思はれる。」)を背景として、彼一語此一語、来るべき夢を描く情景睹るが如き心地する。

しかしこれから後、「玉泉寺泉水之石、可レ獻之由、千秋奉之」(寛正三年五月十七日の條)「千葉八重一重之接山茶獻之」(同年十一月三日の條)など、まれ／＼それかと見ゆる記事はありながら、明らかに泉殿築庭の進行に就

て記した記事は見當らぬが、翌寛正三年正月廿五日の條に至りて、

「御泉殿之御座并泉水、以<sub>ニ</sub>春阿<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>見<sub>ニ</sub>御相伴衆<sub>ニ</sub>也、諸老不<sub>レ</sub>勝<sub>ニ</sub>手足踏舞<sub>ニ</sub>也」（當時

傳牧溪筆破荷鶴鷺葉翡翠圖

の五山御相伴衆は鹿苑の東岳、等持院の

笠雲、崇壽の龍岡、

等持寺の笑雲などであつたが）とあるのに見ても、花御所泉殿の泉水の比較的短時日の間に成就しことが知られる。しか

もわが善阿はこの記事に先だつ寛正二年

十二月（恐らく泉殿泉石築造中）復たかりそめの病に臥して居るが、善阿彌傳としてはそれよりも更に前、同じ四月に善阿が或る訴訟を起して居ることを記さねばならぬ。

（十二）十八日、善阿彌、依下來廿一日天龍寺、於渡月橋、施食領取之事<sub>ニ</sub>而、庭掃與河原者、爭論之、仍於寺家、可致成敗之訴訟、有<sub>レ</sub>之。

庭師善阿彌と宋元畫軸に載する『善阿』鑑藏印記に就いて

當時日本は國力疲弊して將軍家も窮乏、民衆も窮乏、寺家の如きも

一日一食、僅かに空腹に堪へて居る程の状態であるから、庭掃河原

川崎武之助男藏

者風情の困厄は想像の外にある。殊にこの春

は天下疫饑、死屍衢に充ち、後花園帝は祈禱

の爲め一筆三禮般若心經を書寫遊ばされ、五

山の僧徒は四條五條の橋の上で施餓鬼を行ふ

といふ時であるから、天龍寺が渡月橋に施食をすると聞いて庭掃と河原者との間に争論が起つた。善阿は河原者の中でも公方家の御用を承り、五山寺院とも關係の深い者であるから、言はゞ口利き役として蔭涼の成敗を願ひ

出でたものらしい。しかしこの事件の結末は記録に見えない。

さて寛正二年十二月八日善阿微恙の記事といふは左の通りである。

（十三）八日、善阿有<sub>ニ</sub>不豫之事、即平愈、於<sub>レ</sub>予請レ藥、命<sub>ニ</sub>法眼、乞<sub>レ</sub>藥

與之、頓愈、有彼泉石妙手之事也。

前には單に御庭之功を記されて居るが、こゝでは更めて泉石之妙手

と稱へられて居る。義政の父義教の時代には前記虎菊などいふ者が  
庭者の牛耳を執つて居たかも知らぬが、義教薨じて義政の時代とな  
り、善阿漸く御庭之功を積んで今や押しも押されもせぬ築庭第一人  
者となつたのである。それはさて措き義政は花御所の泉水が成就し

て間もなく、また更に高倉御所の泉水を築造した。即ちその著手は  
寛正三年二月で、六月九日には早くも池に水を引いて水鳥を放つに  
至つた。抑、この高倉御所といふは、孝心深い義政が慈母勝智院の

爲めに造營した館で、「彼御所庭間、被移西芳精舍之勝槩、甚爲奇

絶」〔寛正三年七月十七日の條〕と日錄に見ゆる如く、今日までも京都で「西芳寺の

庭見たか」と言はるゝ夢窓國師經營の天下の名園、洛西西芳寺の庭  
園を模範としたのであつて、恐らくこの庭もわが善阿の經營したも  
のであらうと思はれる。しかも樹靜かならんとすれども風歛まず、  
勝智院は翌年八月八日曉早くも逝去したので、可惜義政の心づくし  
も水泡に歸し、奇絶の庭もその主を失つた。

假山即ち庭園が東山時代の趣味生活に缺くべからざるものであつ  
た如く、盆假山即ち盆樹盆石草も大いに行はれた。日錄寛正四年の  
春から冬にかけての記事は盆山盆樹で埋つて居る程である。善阿彌  
も庭者としてこれに關係せざるを得ない、日錄同年五月廿八日の條  
に、

(十四) 廿八日、菊銘石、櫻欄一本付之、以善阿彌、被預置也。

とあるは、やがて善阿彌對盆樹の記事の初出である。

然るによく風を引く善阿彌はこの盆山盆樹流行の眞只中に於ても  
また床に就いた。

(十五) 十四日、善阿彌、有病、仍法眼與之、差活湯七服、煎而可與之由、  
以三千秋刑部少輔、被仰仰、仍命于植書記、遣之、蓋以前、病之時、以僧  
可遣之由、被仰出、即今以先規、使三千秋井醫師法眼、命于予、仍以  
此上命、下知之、想以丘壑經營之妙手、故、慈愛彼、尤過定分、甚  
爲辱也。

丘壑經營之妙手とはいへ、過分の寵遇にさすがの益之西堂も眼を睜  
つて居る。更に翌十五日の記事、

(十六) 十五日、善阿、不例之由、被仰出、仍毎日遣煎藥之由、白之。  
越えて十八日の記事、

(十七) 十八日、善阿彌不例、雖得小減、未快、以養性而、出頭之日、  
前日先可告之由、有之、今晨披露此趣也、以醫師法眼、良藥重可與  
之彼也、煎而可遣之由、以法眼、被仰出也、以後直伺之、醫師法眼  
以人參湯、與于善阿彌、即前而遣之。

共に善阿に對する義政の慈愛の如何に深かつたかを物語る。本草に  
差活湯は風に起因する肢節の痛に宜しとあり、また人參湯は發熱自  
汗眩暈頭痛に用ふとあれば、善阿の病は此度も幸に風邪の類に過ぎ  
なかつたものか、日ならずして癒えた。

(十八) 十九日、河原善阿彌、前日與藥之、養性而可出頭之所、彼申、  
白之

(十九) 廿一日、善阿彌、病愈之由、白之。

しかもこの病氣を境として、寛正五六兩年の間善阿が全く日錄か  
らその姿を消すのは何故であらうか。或は日錄の筆錄者が龜泉西堂  
に變つた爲めか、得て窺ひ知り難い。然るに七年正月に至つて再び

左の記事を得る。

(二十) 十八日、蔭涼軒御成、(中略) 泉水御遊覽、御談餘、前十四日、松拍十二、年齢八十三、老而益健之由、被<sub>レ</sub>仰出、普阿彌、又河原善阿彌、益健之由、共被<sub>レ</sub>仰出、皆老後寵榮也。

善阿の年配はこれまで明かにされなかつたが、この記事によつて松<sub>マツ</sub>拍<sub>ヤシ</sub>の十二五郎や觀世音阿彌などと共に頬齡に及んで居ることが知られる。しかも老來ます／＼健とある。然らば善阿は此歲何歲であつたか、それは後の問題として尙も日錄の涉獵を續けよう。

(廿一) 廿五日、當軒被<sub>レ</sub>預之泉水石、以<sub>ニ</sub>結城下野守所<sub>レ</sub>申、并善阿來見之義、渡<sub>レ</sub>之、直歲記<sub>レ</sub>之。

これは同年閏二月の記事でさしたものないが、三月の記事は頗る注目に値する。

(廿二) 十六日、前夕往<sub>ニ</sub>于睡隱、見築<sub>ニ</sub>小岳、善阿所築、其遠近峯岡、尤爲<sub>ニ</sub>奇絕<sub>ニ</sub>也、對<sub>レ</sub>之不<sub>レ</sub>飽、忽然而忘<sub>ニ</sub>歸路<sub>ニ</sub>也。

文中忽然而忘歸路也の一句千鈞よりも重い。しかもその庭を築いたといふ睡隱は何處であらうか、これを群書類從收むる所の和漢禪刹次第などに就て求むるもの得ず、僅かに手がかりとして、「築首座、以<sub>ニ</sub>今日、爲<sub>ニ</sub>例日閑暇、就<sub>ニ</sub>睡隱庵、調<sub>ニ</sub>香錢衆<sub>ニ</sub>小齋、仍贈<sub>ニ</sub>于愚老并僧<sub>レ</sub>、其喫<sub>レ</sub>之」<sub>文正元年正月廿七日</sub>の一節を日錄中に得るのみである。花御所の址は築山町の名を今に留めて夙く滅び、高倉御所の泉水將た何處にか尋ねむ、睡隱にても遺りたらばと慨歎これを久しうする。

四月には更に盆假山の記事を盛る。

(廿三) 十九日、善阿彌、聞<sub>ニ</sub>自<sub>ニ</sub>公方、所<sub>ニ</sub>預置<sub>ニ</sub>之盆山、尤奇絕<sub>ニ</sub>而、來見

之、即歎美刻移、彼者築<sub>レ</sub>山引<sub>ニ</sub>水、妙手無<sub>ニ</sub>比倫、仍賞心倍<sub>ニ</sub>于他<sub>ニ</sub>乎、愈保<sub>ニ</sub>重之<sub>ニ</sub>鎮<sub>ニ</sub>護之<sub>ニ</sub>。

こゝでまた善阿は山を築き水を引く、妙手比倫なしと言はれて居る。

公方家預くる所の盆山はもと／＼關東主君即ち管領成氏から公方家に贈られたものであつて、これが蔭涼に預けらるゝや龜泉西堂は老後<sub>ニ</sub>光榮これに過ぎずとなし、「其松色山勢、殆有<sub>ニ</sub>衡廬面目<sub>ニ</sub>、又小水小波、渺而有<sub>ニ</sub>萬里江山之心」<sub>日錄四月十日</sub>と評しつゝ、愛重措かなかつたが、六月に至つてこの奇絶の盆山は公方家から禁裏に獻上されたといふ事である。盆山盆樹は鎌倉期以降の繪卷にも見え、その形式は今日と大同小異であるが、試みに蔭涼軒日錄によつて當時を偲ばんか。まづ盆山は船と稱する臺を作りて、これに五葉、富士松、柏森、小楓の類を栽へ、且つ小石を配して假山をまねび、次に盆樹盆草は或は青磁の盃、或は胡銅の盃などに同じく五葉、南天、小竹、蘭、白篠などを植ゑ、又は小炭、小石、菊銘石等に石菖、蘆の類を附けたのであつて、義政は此種盆山盆石草を以て最も「保養」に宜しどし、普く五山寺院の間に奇品を求めて、これを隠匿する者は罪科に行ふ旨を示達した程である。次に、

(廿四) 六日、公方、以<sub>ニ</sub>善阿、被<sub>レ</sub>求<sub>ニ</sub>石菖、即獻<sub>レ</sub>之。

(廿五) 廿一日、栽<sub>ニ</sub>長春樹<sub>ニ</sub>之小石、以<sub>ニ</sub>善阿彌并次郎五郎、被<sub>レ</sub>預置<sub>ニ</sub>也、但以<sub>ニ</sub>好石、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>移栽<sub>ニ</sub>之由、有<sub>レ</sub>之、求<sub>レ</sub>之、即今無<sub>レ</sub>之、漸可<sub>レ</sub>覓<sub>レ</sub>之、尤爲<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>愛也。

など、何れも文正元年六月の記事で、長春樹に添ふべき好石を尋ねよとある。それかあらぬか善阿は七月に入つて某の山中に赴いた。

(廿六) 六日、以三善阿井次郎、往三山中、請院見之、曰レ無レ  
之而、歸去也。

目錄の一部分缺損して何方の山に赴いたか明かでないが、若し果して石の検分とすれば、當時益假山に用ふる石は、美濃石でなければ愛宕石であつたから、或は愛宕山中の寺院にこれを尋ねたのかも知れない。

蔭涼軒日錄は應仁元年から文明十五年まで十七八年間を中絶する。これは有りし日錄が後世散佚したとも見られ、また始めから筆錄せられなかつたとも見られよう。何故ならば蔭涼に在つて筆錄に當つた益之も龜泉も相携へて亂を江州牛山に避けたからである。兩箇の僧が幾何の期間彼地に在つたか明瞭を缺くが、

等しく戰塵を厭うて江の永源に遁れた横川景三、桃源瑞泉の二人者が淹留十餘年の久しきに亘つたのを思へば、益之、龜泉の掛錫も亦決して短い年月ではなかつたと思はねばならぬ。兎に角この日錄の中斷する十餘年が程に京洛の風物は全く一變した。五山は就中慘

傳牧溪筆叢林山水圖

秋元春朝子藏

害を蒙りて戰前寺僧八百と號した天龍寺が戰後僅かに二百の僧を有するに過ぎなかつたのに見ても一斑は想察される。しかもこの間にしも義政が東山山莊を經營したのは特筆に値する。月待山の麓なる寺院の在つた處で、義政がその山水の勝に眼を留めたのは早く寛正六年秋の頃であつたが、經營著手に至らずして應仁の亂は起り、文明十四年秋に至つて漸く立柱、翌十五年夏七月始めて移徙した。所謂東山山莊は今銀閣であるから、蔭涼軒日錄がこのあたりの記事を缺くのは眞に惜しい。若し御會所、泉殿、持佛堂、書院等を合せて、「如三西方淨土」と横川の歎稱した山莊の經營に關する日錄が存したら、その庭園に就ても多少の據を得、或は善阿の面目も一層明瞭となり、相阿彌銀閣作庭説の如きも疾くに吹き消されて居たかも知らぬ。それはとにかく文明十六年八月蔭涼軒日錄が書き繼がれた時、山莊の經營はまだ完成して居らぬ。しかしそれは東光堂の額など瑣末の事であつて、建築も庭園も大體にその功を竣つて居て、これに關する記事は見られぬ。

義政は文明十七年六月嵯峨三會院に於て落飾し、ついで延徳二年正月七日薨去した。この間五星霜、しかもわが善阿の消息の杳として聞えぬは不思議である。或は銀閣の築庭は天才の精根を啖ひ盡くして衰老頓に彼を襲うたか、或は窮乏の果て剔工孫三郎の轍を踏んで<sup>ミカノハラ</sup>金原あたりへでも逐電したのではないか、まさに醫師法眼の運命をそのまま、義政の忌諱に觸れて陋巷に笑はるゝ身となつたやうな事はあるまい。想像は想像を生みつゝページを繰り行く中、日録も今や残り少なになる頃、明應元年二月（義政薨後三年）に至つて思ひ掛けなく絶えて久しき善阿彌の消息を見出す。

（廿七）十日、善阿、明日來、可レ栽ニ躑躅之由、命彦六。

（廿八）十一日、善阿、盡日歸、贈レ之以茶一袋、煙景。

嬉しや善阿は依然として盡日躑躅を栽ゑて居る。しかし同年十一月、（廿九）廿九日、河原者來、栽庭松、善阿他適之故、左近四郎來、栽レ之、河原者十六人、其輩力僕數輩加レ之、大松四本、自ニ伊勢宅來、中松三株、自意足庭前、移レ之。

の記事を最後として、その折他行したといふ善阿は遂に再び卷中に歸つて來ない。

以上を以て蔭涼軒日録に現はるゝ善阿彌關係の記事のすべてを點

檢したのであつて、東山時代の築庭家として彼がその第一位を占むることは疑ひ無い。たゞ更めて考へて見たいのは善阿の年齢である。日録にその頽齡を暗示する件は二三存するが、明らかに何歳とは記さない。そこでこゝに是非とも引用を要するのは、冒頭に紹介し

た鹿苑日録所收等持寺日件録長享三年六月五日の記事である。この記事は外山君の論文にも引かれて居るが、外山君の論文には意味の逆に取られるやうな誤植もあるので、旁々東京帝國大學史料編纂所所藏の寫本によつて、かの一節を摘錄する。

晚、河原又四郎來、洗庭松、自ニ懷中出一冊曰、是植レ樹排石擇吉凶、選<sup>ニ</sup>月日<sup>ニ</sup>之書也、末有ニ一段而、文字難讀、請レ師、加ニ朱墨、以使便ニ于觀見、則惟幸、又曰、昔實相教師庭前爲レ山差<sup>居カ</sup>石、自ニ未申<sup>ニ</sup>出ニ瀑水、向レ東而下、門主曰、凡山水、皆自ニ丑寅<sup>ニ</sup>而流下、此様不レ可乎、白曰、在家之庭皆然、五山大小刹門跡等、自ニ西向東亦可也、門主曰、何之謂也、白曰、佛東漸之義也、門主領レ之、又曰、南禪仙館院庭上、栽<sup>樹カ</sup>梅、長老曰、使ニ之不<sup>レ</sup>枯、如何可哉、曰澍<sup>ニ</sup>甘露法雨、滅<sup>ニ</sup>除煩惱焰、書<sup>ニ</sup>此偈、埋<sup>ニ</sup>之根下、則可也、長老命ニ僧<sup>ニ</sup>書<sup>ニ</sup>之、其僧即書<sup>ニ</sup>寫<sup>ニ</sup>之、某一令<sup>ニ</sup>披<sup>ニ</sup>之、見則澍字接ニ木偏<sup>ニ</sup>白、水偏<sup>ニ</sup>也、用ニ木偏<sup>ニ</sup>誤乎、長老一笑、命ニ改<sup>ニ</sup>之、又曰、凡爲<sup>ニ</sup>山竝<sup>ニ</sup>石皆有<sup>ニ</sup>法、不知<sup>ニ</sup>之而爲<sup>ニ</sup>之、必凶乎、東坊就<sup>ニ</sup>讚州太守陪臣東條完<sup>ニ</sup>累<sup>ニ</sup>土爲<sup>ニ</sup>山、々小而上按<sup>ニ</sup>大石、某曰、必有<sup>ニ</sup>凶也、不過<sup>ニ</sup>七十五日<sup>ニ</sup>乎、蓋山者君也、石者臣也、君臣上下相濫、甚<sup>ニ</sup>不可也、果歷<sup>ニ</sup>二十四日<sup>ニ</sup>而、東條謀反發覺、太守毀<sup>ニ</sup>其宅<sup>ニ</sup>也、又曰、某一心悲<sup>ニ</sup>生<sup>ニ</sup>于屠家<sup>ニ</sup>、故物命誓不<sup>レ</sup>斷<sup>ニ</sup>之、又財寶、心不<sup>レ</sup>貪<sup>ニ</sup>之、昔日於<sup>ニ</sup>路上<sup>ニ</sup>拾<sup>ニ</sup>蚊轡四五片<sup>ニ</sup>、某追<sup>ニ</sup>其人<sup>ニ</sup>而與<sup>ニ</sup>之、至<sup>ニ</sup>今逢<sup>ニ</sup>于路<sup>ニ</sup>則謝<sup>ニ</sup>之、予謂、又四郎其人也、今時圓顛方袍所爲、不及<sup>ニ</sup>屠者<sup>ニ</sup>、慙愧々々、又四郎乃善阿彌嫡孫也、善阿年九十七歲、同<sup>ニ</sup>甲子<sup>ニ</sup>於勝定相公<sup>ニ</sup>而生、歲逢<sup>ニ</sup>寅者也、爲<sup>ニ</sup>山植<sup>ニ</sup>梅排<sup>ニ</sup>石、天下第一、云爾。

外山君も指摘せられた如く文中記す所の甘露法雨や瀧頭の話は蔭涼軒日録明應元年四月廿二日の條にも載つて居る。しかし日録には遂に見當らぬ善阿の年齢が長享三年九十七歳とあるは一見得難き好徵證と思はれ、外山君もこれに對して何等疑惑を插んで居られぬが、

この記載はしかく鵜呑にするわけに行かない。長享三年九十七歳とすると、善阿が日録から姿を隠す明應元年は百歳でなくてはならぬ。

百歳必ずしも驚くに足らぬ、蔭涼軒日録の筆録者は好んで高齢者の年齢を卷中に記すが、當時八九十歳を越ゆる者は少くない。况んや近世の長壽者として近衛豫樂院に仕へた寺田無禪の百十四歳に達する如き例もあり、殊に古人が黃大癡を評して、大癡は九十にして貌童顏の如し、畫中雲煙の供養せる也と言つたやうに、丘壑を友とする善阿が人並以上の壽命を生きたからとて、それでめでたい等持日件録の記載を打消さうとはしないが、甲子こゝでは干支の意を勝定相公に同じうして生れ、歲は寅に逢ふ者なりとあるのは腑に落ちぬ。勝定相公即ち將軍義持の誕生は元中三年北朝至徳三年で、この年は皮肉にも「甲子」の翌年に當るが、寅歲ではなくて丑歲である。そこで思ふに善阿の生年を義持と同年と算定したのは等持寺日件録の筆録者景徐の勘違ひで、孫の又四郎が單に祖父は寅歲生れの九十七歳と語つたのを、年を繰り違へての誤ではあるまいか。若し假に寅歲といふのを誤として、義持と同じく元中三年の出生とすると、長享三年は九十七歳でなく百二歳となり、明應元年には百七歳の善阿が盡日躊躇を裁ゑて居ることになる。百七歳翁の躊躇裁ゑは少し氣になる。そこでこゝではやはり寅歲の出生といふに重きを置き、しかも元中の寅歲から一ト廻り後れた寅歲、應永五年の出生、長享三年九十二歳、明應元年九十五歳、義政が善阿老いて益々健と語つた文正元年は古稀に近い六十八歳と假定しては如何であらうか。無論、この場合に義持同年説を否定すると共に、鹿苑日録に見えたる九十七歳の七

の字は二の字に對する書寫の誤と見るのである。

さて善阿彌の傳記方面はこの邊で打止め、「善阿」印記に就いて考察して見たい。「善阿」印記が我國に傳ふる宋元畫軸に押された三つの重なる鑑藏印記の一つであることは既に雜華室印記を説く時に一言した。のみならず雜華室印記説を載せた本誌第廿二號には雜華室印記と善阿印記とが一幅の畫の上下に仲よく併せ押された唯一の遺品たる根津氏の枯木雀圖を卷頭の圖版として揚げたから、善阿印記の大體の形もほど明瞭になつて居ると思ふが、やはり雜華室印記の例を追うて、善阿印記

の原寸大寫真を載せることとした。

即ち「善阿」印記は一箇の朱文瓢形印記であつて、その篆文は所

謂九疊篆なるものに近い。此種の篆文は益田兼堯像に載する雪舟の

畫印記等にも現はれ、東山時代に於ても必ずしもその例が無くない

が、印形の瓢形は甚だ珍らしい。支那に於ても宋元時代にありては

徽宗皇帝の「御書」の印記以外瓢形印記は數ふる程しか無いであら

う。我國では徳川期に入りては探幽の「生明」印記をはじめ漸くそ

の形が愛用せられる傾があるが、足利期にありては前後を通じて善

阿印記唯一つと言つても過言でないかも知れぬ。末期には多少現はれるが。加ふる

に善阿印記はその瓢形の形といひ、篆文の結體といひ、頗る意を得

たるものがあり、しかも畫軸に對する印記の押し處さへ宜しく、宋

元の名軸を愛翫する程の人は流石にその鑑藏印記をもおろそかにし

ないと感心させられる。雜華室の主人はいつも極まつてその印記を

畫面上隅の空白に押したが、善阿印記は悉く畫面の下隅に押すのを

常とする。下隅に押すのは義滿の「天山」「道有」兩印記も亦たさ

うであるが、兩印記がやゝ畫面の縁を離れて内方に押されて居るの

に對し、善阿印記は縁とすれぐに押す所に特色がある。この意味

に於て善阿印記の押し處を雜華室印記及び義滿の兩印記に比較して

言ふと、畫面の下隅に押すことは義滿の兩印記に似、しかもなるべ

く畫面の縁近い處を選ぶ點は寧ろ雜華室印記に似て居るといへよ

う。

然らば現在この「善阿」鑑藏印記を押す宋元畫軸は何本あるかといふに、さしあたり數へて、まだ外にもあるかも知らぬが。

## 一、牧溪破荷鶴鵠蘆葉翡翠圖 神戸川崎男藏

庭師善阿彌と宋元畫軸に載する「善阿」鑑藏印記に就いて

## 二、傳牧溪枯木雀圖 東京根津氏藏

## 三、傳牧溪叢林山水圖 東京秋元子藏

## 四、傳陳所翁龍圖 東京酒井伯藏

の四種を得る。さうして若し雜華室印記を說いた時の例に倣つて、雙幅の各一幅に各一印を押したものと二印記と數ふれば、右四本の中川崎男の鶴鵠翡翠圖と酒井伯の龍圖とは共に雙幅で各幅一印記を載せて居るから、善阿印記の印影は今日都合六つを得ることとなる。六つの中、根津氏の枯木雀圖に現はる、善阿印記は、ひとり細肉で、且つその畫面が極度に疲れて居る爲め、印文頗る判明を缺き、動もすれば枯木雀圖の善阿印記と他三種の畫軸に見る印記とは印記を異にするのではないかと思ひたくなる程であるが、彼此丁寧に比較して、やはり同一印記に相違ないことを發見する。

義滿の兩印記や雜華室印記を載する遺品が何れも相率て名軸であることは今更繰返すまでもない。「善阿」印記をもつ諸幅がそれらに比して較や下るのは否み難いことかも知れない。鶴鵠翡翠圖参照はその清閑の畫趣以て掬すべきものありとしても、「牧溪」印記の押し處は頗る不可解と言はざるを得ない。或は思ふ、この圖は若しや日所の景阿彌（藝阿彌にあらず）の筆などいふ龍圖、叢林山水圖参照亦た作家に對する傳稱の當否は措いて問はずとしても、歸路を忘るゝ底のもとのとはなし難からう。たゞ雜華室印記をも併せ有する枯木雀圖のみこそげにもと打領かるゝのであるが、兎角の議論を離れて四種の軸ども皆東山以降傳來の畫軸たるは疑ふべくもあらず、更に徳川期の諸印譜を檢索して、

みこそげにもと打領かるゝのであるが、兎角の議論を離れて四種の軸ども皆東山以降傳來の畫軸たるは疑ふべくもあらず、更に徳川期の諸印譜を檢索して、

君臺官印「玉潤」

君臺官印「李安忠」



君臺官印「李安忠」



群玉寶鑑「景阿彌」



等を得るに觀れば、或は上述の四本以外に、玉潤、李安忠及び應永

以後の畫家として知らる景阿彌の畫と鑑せらるゝ遺品にも善阿印記を加へたものがあつたのであらうと思はれ、「善阿」その人の蒐藏の寡少ならざるに驚かざるを得ない。わが善阿彌が果して一箇庭者の分際を以て斯かる蒐藏を吾が有とし得たであらうか、こゝが實に微妙な興味ある問題である。牧溪布袋圖も善阿印記を押すといふ。

思ふに、善阿彌を以て斯かる畫軸の蒐藏者と假定するに當りては、善阿彌と將軍義政との密接なる關係を無視するわけに行かない。此に於てか更めて二者の關係を考ふるに、義政が善阿彌に對する傾倒の情は尋常主從の關係を超越して異常なるものがある。煎藥を投ずることや宿所を命ずることや賞金を下すことやは日錄の表面に現はれたる慈愛に過ぎない。益之西堂に善阿も春來壯健でと言はれて微笑した義政の満足が如何ばかり大きなものであつたかは紙背を讀む者の等しく想像し得る所であらう。義政は自由人である、自己の尊

廿日、御佛事錢請取狀、奉<sub>レ</sub>懸<sub>ニ</sub>于御目<sub>ニ</sub>也、自<sub>ニ</sub>公方様、御佛事錢三百貫文、被<sub>レ</sub>遣<sub>ニ</sub>普廣院、但<sub>ニ</sub>阿奉<sub>レ</sub>之、御賣物代被<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>之、但御繪軸并御打刀一腰

貴を忘れ、河原者の卑しむべきを忘れて善阿を近づけた。若しこの評が當つて居ないとすれば、少くとも彼は藝術家を極度に愛重した者と言はう。善阿の孫又四郎は景徐周麟の前で無上の氣焰を揚げた。

兼好法師も言つたやうに一箇の人物の血筋も孫までは兎も角もそれとわかる。その孫にして尙ほ且つ五山の老宿をして今時圓顛方袍の所爲は屠者にだも及ばず、慙愧々々と歎せしめた程であれば、その祖父の人と爲りは推測するに難くない。不幸にして善阿の築いた泉石は今日何れがそれぞとも知らぬが、百歳に垂んとして盡日黙々乎

として躊躇を栽ゑて居た彼の姿は眼に見える。義政は善阿の勞に酬いて何がな彼を喜ばさうと力めた。若し「雜華室印」印記がわれらの臆測する如く義政の鑑藏印記であるとするならば、その雜華室印記を載せた枯木雀圖は、それが義政の善阿彌に對する下され物であることを示さんとすると共に、若し「善阿」の印記が果して善阿彌所用の鑑藏印記であるとするならば、その同じ枯木雀圖の下隅に謙遜らしくも押された善阿印記は、逆に雜華室印記が義政所用たる臆測を強味づけるものではあるまい。善阿は五千疋の賞與を賜うて喜んだけれども、今われらに對つて世にも床しい主從關係を物語る枯木雀圖こそ、庭師善阿が身にも換へ難い無價の寶であつたのではないか。將軍家窮乏のことは前にも言及した。祖先の冥福を禱る佛事の料に差支へて、畫軸を手離さねばならぬ事もあつたことは左の記事に徵しても窺はれる。

也、買得之者、以代物、可買之也、(中略)公方被出御畫軸、各其筆妙奇觀、奪目、人以爲奇也、(中略)公方被出畫軸、三萬疋之分也。

蔭涼軒日錄寛正六年六月廿日の條。

廿一日、前日爲普廣院殿廿五年忌御佛事錢、自公方御倉、以三萬錢代物、被出畫軸、其中、君澤筆四幅山水、其筆妙甚美、是故、以三十五緡分、買之、尤爲奇觀也。同寛正六年六月廿一日の條。

しかし善阿に關する限り、公方出す所の畫軸は親愛の徵證であつて、單に黃金に代へての物とは思ひたくない。さうして叢林山水圖といひ鵝鶴圖といひ、或は丘壑に縁あり、或は閑寂を樂しむに宜しく、龍圖さへも老骨の伴侶として相應しきもので、若し夫れ玉潤、李安忠、景阿彌に至つても復た亦たその圖を想像するに難くない。固よりわれらはこれらをしも悉く將軍義政の與へたものとは考へない。雜華室印記を載する枯木雀圖以外の畫軸は或は寺院家などから種種の場合に善阿の手に落ちたものと想像するのみである。なほ義政時代に於て印記の篆文を下すに妙を得たる者は當代詩軸の贊者としても最も多くの遺蹟を留めて居る横川景三であつたと思はるゝ理由があり、「善阿」印記の篆文も亦た彼僧が義政の命によつて筆を下す所ではないかとも想像せられるが、此種想像の翼を伸ばすことばかりが學徒の誇もあるまいからこの邊に筆を止める。

最後に善阿の生活とその時代とを一瞥するに便する爲め、蔭涼軒日錄の記事を主とする略年表を添附する。頂上の一欄に筆者とあるは蔭涼軒日錄の筆錄者の名、善阿欄に加へた年齢はわれらの推定した善阿の年齢に過ぎないことを断つて置く。

者筆	之益										長祿 147 A.D.
	年號	軍將	善	阿	畫師	義政	之益	泉龜	泉龜	泉龜	
←植義	←尙義	←尙義	((1))可栽蔭涼庭頭葉樹命之 ((2))裁葉樹	→文 1469 A.D.明二 十四五←五←	→文 1467 A.D.仁 正六五四三二	→政 1460 A.D.二 寬正三二	←泉龜	←泉龜	←泉龜	者筆	
明延 1489 A.D. 二	長 1487 A.D. 三	德享 1492 A.D. 二	十一 八七六 十六	←泉龜	←(ク缺ヲ錄日間此)→	←泉龜	←泉龜	←泉龜	←泉龜	年號	
(依他行左近四郎恭蔭涼庭松 (廿七)(廿八)栽蔭涼庭 (廿九)	(95)	(92)	扶持信請 正歎阿彌	雪舟入明	見之 長春樹御使 病癒 ((廿四))益樹御使 ((十七))不例被下藥 ((十八))不例被下藥 ((十九))食訴訟 ((十二))春來壯健白之 ((十一))春來壯健白之 ((二十))春來壯健白之 ((二十一))春來壯健白之 ((二十二))就施	號宗湛 小栗出家	九月於東大寺 戒藏蘭奢待 十月東山山莊選地 十一月受	高倉泉水成 柱上棟 于花第 二月室町花第立	義政		
薨去時年五十六	詠月待山和歌	六月落節	七月移東山							筆	